

平成25年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要												
<p>◎予算 (1件) 総務部</p> <p>◎条例案 (7件) 環境生活部</p>	<p>【1】 平成25年度三重県一般会計補正予算(第1号) (国の補助金を活用した海岸漂着物の回収等や体罰に関する実態調査を踏まえた研修の追加、国からの交付金の積立等に伴う補正予算 約15億円)</p> <p>【2】 三重県海岸漂着物地域対策推進基金条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 10件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出 提 計</td> <td>22 件 1 件 33 件</td> </tr> </table> <p>国から交付される地域環境保全対策費補助金により、海岸漂着物等の回収、処理、発生抑制対策等に関する事業を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、三重県海岸漂着物地域対策推進基金を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。 (2) 平成27年5月31日限り、その効力を失う。 (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。 <p><参考></p> <p>○ 地域環境保全対策費補助金の概要 海岸漂着物等に係る喫緊の問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、地域活性化策を推進することにより、地域がそれぞれの特色を發揮し有機的な交流・連携を深め、地域が直面している危機を突破し国土の均衡のとれた発展を実現するため、都道府県に基金を造成することを目的として交付されるものである。</p>	予 算	1 件	}	議案 10件	条 例 案	7 件	その 他 議 案	2 件	認 定	- 件	報 告 出 提 計	22 件 1 件 33 件
予 算	1 件	}	議案 10件											
条 例 案	7 件													
その 他 議 案	2 件													
認 定	- 件													
報 告 出 提 計	22 件 1 件 33 件													

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【3】 三重県子ども・子育て会議設置条例案</p>	<p>子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議を行うため、三重県子ども・子育て会議を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育て会議は、法第77条第4項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (2) 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。 (3) 子ども・子育て会議の委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。 (4) 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。 <p><参考></p> <p>○ 子ども・子育て支援法 (市町村等における合議制の機関) 第77条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。 (2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 <p>5 (略)</p>
教育委員会	<p>【4】 三重県総合博物館条例案</p>	<p>三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法第18条の規定に基づき、三重県総合博物館の設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図るものである。 (平成26年5月18日までの間において規則で定める日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置 (2) 事業 (3) 休館日、開館時間、入館時間及び利用時間 (4) 博物館資料の閲覧等及び施設等の利用の許可 (5) 観覧料 (6) 使用料 (7) 博物館協議会の設置等 (8) その他

区 分	件 名	概 要
地域連携部	<p>【5】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成25年7月1日(一部平成25年9月1日)から施行) (主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する事務を四日市市に移譲する等の規定の整備を行う。 (2) 景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務を処理する市町から津市を除く。 (3) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づき多気町が処理する風致地区内における行為に係る申請書の受理等に関する事務に係る規定を削る。
<p style="text-align: center;">< 参考 ></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
県土整備部	<p>【6】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>指定試験機関の名称の変更に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人制度改革により、指定試験機関の名称が変更となったため、規定を整理する。
<p style="text-align: center;">< 参考 ></p> <p>「宅地建物取引主任者資格試験」及び「二級建築士試験又は木造建築士試験」については、国及び都道府県の指定試験機関で実施しており、この試験の実施に係る手数料については、三重県手数料条例第2条第3項に基づき、各指定試験機関に納付し、納付された手数料は当該機関の収入としている。</p>		
健康福祉部	<p>【7】 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に鑑み、動物愛護管理員等についての規定を整備するものである。 (平成25年9月1日から施行) (主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正により新設された第二種動物取扱業者(飼養施設を設置して動物の取扱業を行う旨の届出をした者)に対する動物愛護管理員による立入検査等に係る規定を追加する。 (2) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【8】 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に対し支給される新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関し、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>
	<p>— <参考> —</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法 (職員の身分取扱い) 第44条 災害対策基本法第32条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 (新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い) 第10条 法第44条において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び法第43条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第17条から第19条までの規定の例による。</p>	
◎その他議案 (2件) 県土整備部	<p>【9】 県道の路線廃止について</p> <p>【10】 訴えの提起(和解を含む。)について</p>	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道の廃止 朝日川越線 宮川停車場線 <p>鈴鹿市若松西四丁目地内の県道の敷地に存する未登記となっている土地について、時効取得を原因として所有権移転登記手続を求める訴訟である。</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (22件) 県土整備部	【11】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
防災対策部	【12】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成25年1月24日津市島崎町地内の保育園において発生した防災対策部(防災企画・地域支援課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 91,350円
健康福祉部	【13】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年7月10日桑名市大字福島地内の国道1号交差点において発生した桑名保健福祉事務所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 241,890円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	【14】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成24年12月10日多気郡明和町中村地内の駐車場において発生した松阪保健福祉事務所(福祉相談室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 119,065 円
県土整備部	【15】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成24年10月17日津市広明町地内の駐車場において発生した県土整備部(道路建設課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 14,158円
警察本部	【16】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成24年6月9日津市久居西鷹跡町地内の市道において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,755,255円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【17】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年6月16日鈴鹿市神戸八丁目地内の県道四日市鈴鹿環状線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 100,225円</p>
	<p>【18】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年11月30日桑名市大字稗田地内の駐車場において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 44,462円</p>
	<p>【19】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年12月7日津市丸之内地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 53,227円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【20】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年12月29日南牟婁郡御浜町大字下市木地内の国道42号において発生した紀宝警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 168,369円</p>
	<p>【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成25年1月24日津市大門地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 75,373円</p>
	<p>【22】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成25年2月19日鈴鹿市長太新町二丁目地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,535円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年9月3日尾鷲市古江町地内の国道311号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 3,434,346円</p> <p>平成25年2月24日伊勢市上野町地内の県道玉城南勢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 298,000円</p>
<p>総務部</p>	<p>【25】 平成24年度三重県一般 会計繰越明許費繰越計 算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【26】 平成24年度三重県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <p>— <参考> —</p> <p>○事故繰越し内容・理由 平成23年災害土木(建設)復旧費(県土整備部) 平成23年度に発生した紀伊半島大水害に係る災害復旧工事において、湧水の発生などによる工法の見直しや東紀州地域の作業員不足による工事進捗の遅れなどで不測の日数を要したため。</p>	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。
県土整備部	<p>【27】 平成24年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p>	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
企業庁	<p>【28】 平成24年度三重県水道事業会計予算繰越計算書</p>	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	<p>【29】 平成24年度三重県工業用 水道事業会計予算繰越計 算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>
	<p>【30】 平成24年度三重県電気事 業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>
病院事業庁	<p>【31】 平成24年度三重県病院事 業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	【32】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】高野浄水場脱水機設備改良工事 【履行場所】三重県津市一志町高野地内 【契約金額】477,750,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市長瑞穂区須田町2番56号 メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部 部長 中野 順</p> <p>【契約締結の年月日】 平成25年3月26日</p> <p>【契約期間】平成25年3月26日から 平成26年3月28日まで</p>
環境生活部		<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【法人名】一般財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】変更前 5,045,083,050円 変更後 5,243,776,650円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市八町3丁目4番7号 鹿島・石原化工・アイトム 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 古川 知彦</p> <p>【変更契約締結の年月日】 平成25年3月26日</p> <p>【契約期間】平成22年3月26日から 平成26年3月20日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>環境生活部 つづき</p> <p>◎提出 (1件)</p>	<p>【33】 県の出資等に係る法人の 経営状況に関する説明書</p>	<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【法人名】一般財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場付帯施設建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】変更前 596,934,450円 変更後 584,264,100円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県松阪市中央町306-1 北村・田村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 俊治</p> <p>【変更契約締結の年月日】 平成25年3月26日</p> <p>【契約期間】平成22年12月7日から 平成25年5月31日まで</p> <p>地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、三重県土地開発公社など10法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。</p> <p>＜参考＞</p> <p>○法人名 三重県土地開発公社、三重県道路公社、(公財)三重県下水道公社、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、 (公財)三重県動物愛護管理センター、(公財)三重こどもわかもの育成財団、 (公財)三重県農林水産支援センター、(公財)三重県水産振興事業団、 (公財)暴力追放三重県民センター</p>